

石垣市立小中学校 AI 型学習ドリル導入業務委託

公募型プロポーザル実施要綱

令和 4 年度

## 1. 目的

本仕様書は、「GIGA スクール構想」により整備した1人1台端末環境をより有効活用できるよう「AI型学習ドリル」の導入を行う。

AI型学習ドリルを導入することにより児童生徒の自学に多方面から学び方を支援し、学びの自律に向けた自分のペースが学びを深め、学びの探求に寄与することを目的とする。

## 2. 事業概要

(1) 件名：石垣市立小中学校 AI型学習ドリル導入業務委託

(2) 選定方式：公募によるプロポーザル方式

(3) 場所：石垣市立小中学校（小学校19校、中学校9校）

(4) 業務範囲

ア. 石垣市立小中学校全児童生徒アカウント 5,000 ライセンス発行

イ. 石垣市立小中学校全教職員アカウント 600 ライセンス発行

ウ. 教職員操作研修会 全24校

エ. サポートヘルプデスク設置（平日10時～19時迄）

(5) 契約期間：令和4年7月1日（金）から1年間ライセンス

(6) 提案限度額：55,000,000円(税込み)／1年間

※予算の性質上、単年契約とし、継続については協議する。

アカウントのライセンス料、導入費用、研修費用など全て含むこと。

(7) その他

GIGA 端末に個別インストール及び個別設定が必要な形式は対象としない。ただし、Microsoft Intune による一斉配布が可能な形式についてはその限りではない。

## 3. 参加資格

(1) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること

(2) 契約主体として本調達と同様の対象業務にして構築、運用実績を有していること

(3) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること

(5) 国税及び市県民税の滞納がないこと

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

- 2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) ISMS 若しくは同等以上の認証登録を受けたメーカーが販売しているソフトであること。ソフト開発関連が認証登録範囲にあること。
- (9) ベンダーはPマーク(プライバシーマーク)若しくは同等以上の認証を取得していること。

#### 4. 企画提案事項

本プロポーザルの企画提案には、次の各号に示す内容を提案すること

- (1) 導入実績
- (2) 提案したAI型学習ドリルのアカウント発行の見積
- (3) 審査項目に基づく製品仕様
- (4) 教職員からの問合せに対する対応及び操作研修会内容
- (5) 教育委員会からの問合せに対する対応及び利用状況などのデータ抽出の内容

#### 5. 業務スケジュール (予定)

公募の開始	令和4年4月12日(火)
参加表明の申込み	令和4年4月12日(火)～令和4年4月25日(月) ※確認結果通知は令和4年4月29日(金)に通知する
質問の受付 (電子メール)	令和4年4月12日(火)～令和4年4月20日(水) ※質問の回答日は令和4年4月21日(木)に回答予定
審査書類の提出	令和4年4月29日(金)～令和4年5月16日(月)
プレゼンテーション審査 実施日	令和4年5月下旬
審査結果通知日	令和4年5月下旬
契約交渉期間	審査結果通知日 - 交渉完了日

※ただし、上記については、事務の都合等により変更する可能性がある。

#### 6. 参加表明の申し込み

- (1) 事務局 (問い合わせ先及び提出先)

〒907-8501 沖縄県石垣市字真栄里672番地 石垣市教育委員会教育部学校教育課

担当：情報教育推進係

連絡先：0980-87-5078、Fax：0980-82-0294

E-Mail：[kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp](mailto:kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp)

- (2) 提出書類 各1部

ア. 参加表明書 (様式第1号) 社印を押印すること

イ. 会社概要 (様式第2号)

- ウ. 見積書（任意様式）
- エ. 定款、規約その他これらに類する書類（任意様式）
- オ. 登記簿謄本の写し
- カ. 財務諸表（任意様式、様式第2号を示すもの）
- キ. 石垣市暴力団排除条例及び石垣市暴力団排除措置要綱に基づく様式第1号
- ク. 納税証明書（ベンダーのみ）

①石垣市内の事業者(石垣市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)

・義務履行証明書

②石垣市市外の事業者

・法人税の納税証明書

- ケ. 情報セキュリティマネジメントシステム ISO27001/ISMS、またはPマーク（プライバシーマーク）を取得していることを確認できる書類（認証登録証書の写し等）

### (3) 提出方法

持参又は書留郵便により、事務局宛に提出すること。

### (4) 提出期限

令和4年4月25日(月) 午後5時15分 必着

### (5) 参加申込みの結果通知

参加資格の確認結果について、令和4年4月26日(火)までに様式第1号に記載のメールアドレスに通知する。

### (6) 参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。

## 7. 質問及び回答

本要綱等の内容に不明な点がある場合は、質疑回答書（様式第6号）を提出すること。

### (1) 質問

#### ア. 質問方法

電子メール又はFAXにより、事務局宛に送付すること（必ず事務局へ着信確認の連絡を行うこと。）。

イ. 受付期間 令和4年4月12日(火)～ 令和4年4月20日(水)

### (2) 回答

ア. メール一斉送信を行い、個別には回答しない。

イ. 回答日：令和4年4月21日(木)

### (3) 留意事項

ア. 電話又は口頭による質問には応じません。

ただし、質問内容について市から電話で確認することがある。

- イ. 受付期間 以降の質問は受け付ない。
- ウ. 審査（評価）に関する質問は受け付ない。

## 8. 提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア. 提案書表紙（様式第7号）

イ. 企画提案書

表紙、目次を除き図表を含め図面 50 枚以内とする。

アからウまでを書類順にファイル綴じ、代表社印を押した正本印刷物を1部、参加者名等が特定できないように名称やロゴマーク等を消去した提案書の副本印刷物を10部、記録媒体（CD-R 又は DVD-R）で正本の電子データを提出すること。なお、記憶媒体の電子データは、様式第7号は Word 形式、その他は PDF 形式とする。

(2) 提出方法 持参又は書留郵便により事務局宛に提出すること。

(3) 提出期限 令和4年5月16日(月) 午後5時15分 必着

### (4) 提案書等の作成方法

ア. 仕様書に基づき作成すること

イ. なお、真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれを類推されるような情報は記録しないこと。

ウ. 参加者1者につき、提案及び見積は1件とする。

### (5) 提案書等への質問

提案書等について、市から質問を受けた場合は、これを受理した日から起算して2日以内に企画提案書等への質問回答書（様式第8号）を作成し、事務局宛に電子メールにより提出すること。

## 9. 評価方法

### (1) 1次審査（書類審査）

機能の有無の確認、導入実績や見積書による選考を行い、上位3位以内を選定する。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション審査）

提案書等の内容について、審査員によるプレゼンテーション審査を実施する。

ア. 日程：5月下旬

イ. 出席者数 1事業者3名以内

ウ. 実施期間 1事業者30分以内（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内）

※設営、撤収は各5分以内とし、上記には含めない。

エ. 実施方針 プレゼンテーションの内容は非公開で行い、録音する。ただし、事業者選定後は優先交渉権者の公表を行う。

資料については、企画提案書の副本（提出済みのもの）に基づいて、パワーポ

イント等で説明すること。

当日の追加資料の提出は認めない。ただし、企画提案書の要約である説明用データはU S B メモリ等の持参又は電子メールにより、プレゼンテーション審査実施前に事務局宛に提出したものは、許容することがある。

プレゼンテーションにおいて、事業者の特定可能な表現、表示を行わないこと。

オ. 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター及びケーブル類とする。これ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。

### (3) 優先交渉権者の選定方法

ア. 石垣市教育委員会が提案内容の審査及び優先交渉権者選定基準に基づく採点を行い、失格者を除いた1次審査及び2次審査における各委員の採点の合計点数がもっとも高い参加者を優先交渉者として選定する。

イ. 合計点数が同一の参加者が複数いた場合には、「見積額」の項目の評価点数が高い参加者を優先交渉権者とする。

ウ. 上記に係らず、合計点数が評価基準点数全体の60パーセント未満の場合には、優先交渉権者として選定しない。

エ. 優先交渉権者に選定された参加者と石垣市が協議し、企画提案書を基本として、本業務の委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う。

### (4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

ア. 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ. 見積金額が提案限度額を超えている場合

エ. プレゼンテーション審査開始時間までに会場に来なかった場合

オ. 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

カ. 本業務の全部を第三者に再委託した場合

### (5) 評価項目及び配点 (計 200 点) 別紙 優先交渉者設定基準を参照

## 10. 審査結果の通知・公表

審査結果は、選定作業終了後、実施結果をホームページで公表する。

- ・優先交渉権者の名称、点数
- ・優先交渉権者以外の点数 (点数の高い順)